



家計急変世帯に対する 臨時特別給付金のご案内

☎ 福祉課福祉係(11番窓口) ☎64-1120

※住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金を受給された世帯は対象外です※
※重複受給はできません※

申請期限：令和4年9月30日(金)

申請書と世帯全員の収入状況がわかる書類(★)を提出してください。
(★令和3年分所得の確定申告書、住民税申告書、源泉徴収票の写し等)

申請は窓口および下記専用フォームからも可能です。



フォームのURL(インターネット)
<https://logofom.jp/form/tUEU/73905>

- 家計急変世帯に対する臨時特別給付金(1世帯あたり10万円)は、令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する給付金です。
- 世帯全員の収入が非課税相当となる必要があります。
- 住民税非課税相当とは、世帯全員のそれぞれの年収見込額(令和3年1月以降の任意の1ヶ月の収入額×12)が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

国保からのお願い

こんなときは必ず届出をお願いします

- 職場の健康保険などに加入したとき
届出には職場の健康保険証と国保の保険証の両方が必要です。
- 職場の健康保険などをやめたとき
届出には脱退証明書または喪失証明書が必要です。※離職票とは異なります。
- 保険証を紛失または破損されたとき
再発行手続きには、本人確認資料(マイナンバーカード、免許証等)が必要です。
- 交通事故等によるケガで国保を使用して医療機関を受診するとき
健康推進課国保年金係にお問い合わせください。※要認印

お問い合わせは、健康推進課国保年金係(8番窓口) ☎65-3008 まで